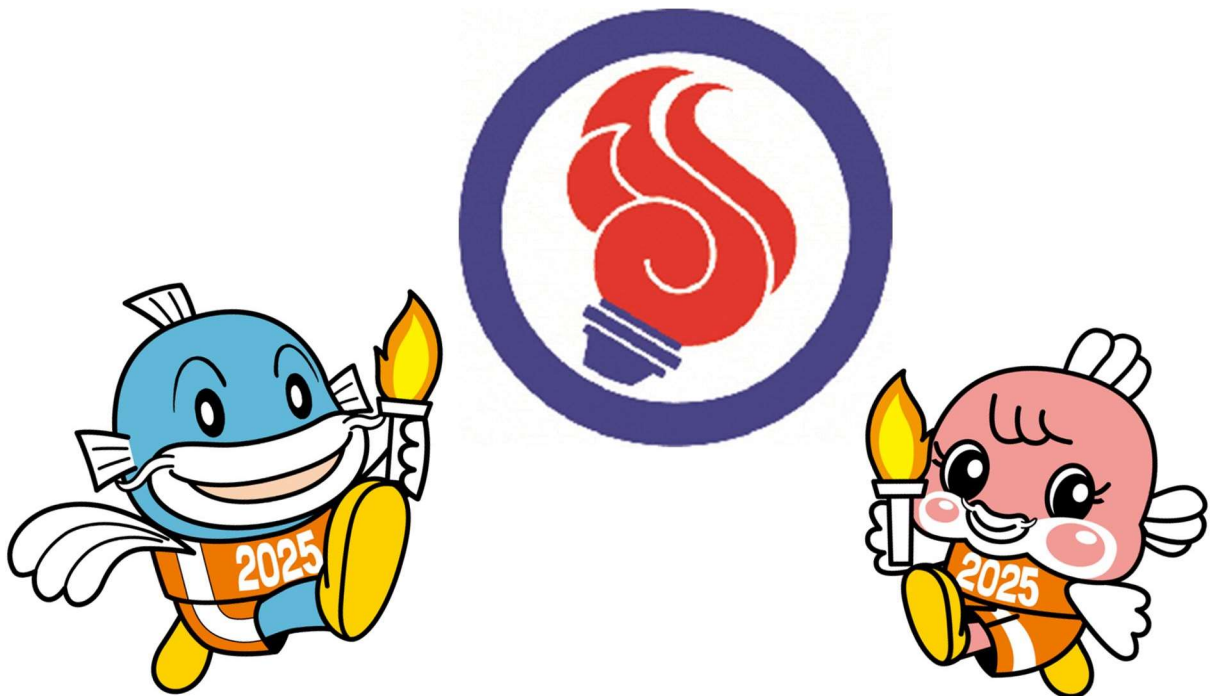


わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

東近江市実行委員会

第4回総務企画専門部会



開催日 令和5年5月25日（木）

湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 **2025**

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会
第4回総務企画専門部会 目次

開催日：令和5年5月25日（木）

1 報告事項

- (1) 専門部会委員の変更について … P 3
- (2) 広報・啓発活動状況報告について … P 4

2 協議事項

- (1) 東近江市保険加入要項（案） … P 6
- (2) 東近江市歓迎・おもてなし実施要項（案） … P 10
- (3) 東近江市売店設置要項（案） … P 12
- (4) 東近江市案内所・休憩所設置運営要項（案） … P 26

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
東近江市実行委員会総務企画専門部会委員名簿

(順不同・敬称略)

| | 専門部会 役職名 | 実行委員会委員 選出区分 | 所属機関・団体名 | 役職 | 氏名 |
|----|-------------|-----------------|-------------------|-------------|--------|
| 1 | 部会長 | スポーツ関係 | 東近江市スポーツ協会 | 副会長 | 西村 純次 |
| 2 | 副部会長 | 医療・福祉関係 | 社会福祉法人東近江市社会福祉協議会 | 事務局長 | 大辻 利幸 |
| 3 | | 産業・経済関係 | 八日市商工会議所 | 事務局長 | 伊藤 正之 |
| 4 | | 産業・経済関係 | 東近江市商工会 | 事務局長 | 杉山 清 |
| 5 | | 産業・経済関係 | グリーン近江農業協同組合 | 課長 | 福田 真由美 |
| 6 | | 産業・経済関係 | 湖東農業協同組合 | 総務部長 | 山田 幸雄 |
| 7 | | 産業・経済関係 | 滋賀蒲生町農業協同組合 | 常勤理事 兼参事 | 塩田 育弘 |
| 8 | | 産業・経済関係 | 東能登川農業協同組合 | | 桂田 訓考 |
| 9 | | 市民団体・各種団体 | 東近江市内まちづくり協議会連絡会 | 会長 | 福井 均 |
| 10 | | 県関係 | 滋賀県東近江環境事務所 | 所長 | 奥田 一臣 |
| 11 | | 学校・教育関係 | 東近江市中学校長会 | 会長 | 西田 栄宏 |
| 12 | | 学校・教育関係 | 東近江市小学校長会 | 会長 | 谷村 昌則 |
| 13 | | 市関係 | 市民部まちづくり協働課 | 課長補佐 | 岡崎 優子 |
| 14 | | 市関係 | 企画部企画課 | 課長補佐 | 松村 康男 |
| 15 | | 市関係 | 企画部広報課 | 課長補佐 | 深田 有香 |
| 16 | | 市関係 | 福祉部障害福祉課 | 課長 | 菅谷 照美 |
| 17 | | 市関係 | 農林水産部農業水産課 | 課長補佐 | 山本 悟 |
| 18 | | 市関係 | 商工観光部商工労政課 | 課長補佐 | 中井 基弘 |
| 19 | | 市関係 | 教育委員会事務局学校教育課 | 参事 | 北川 守一 |

【報告事項(1)】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会
 総務企画専門部会委員の変更について

令和5年5月25日現在

このことについて、次のとおり報告します。

【委員】

(敬称略)

| 所属機関・団体名 | 前任者 | | 後任者 | |
|-------------------|------|-------|------|--------|
| | 役職 | 氏名 | 役職 | 氏名 |
| 社会福祉法人東近江市社会福祉協議会 | 事務局長 | 川南 壽 | 事務局長 | 大辻 利幸 |
| グリーン近江農業協同組合 | 課長補佐 | 市田 晃朗 | 課長 | 福田 真由美 |
| 東能登川農業協同組合 | 参事 | 澤 慶子 | | 桂田 訓考 |
| 東近江市内まちづくり協議会連絡会 | 会長 | 森 基一 | 会長 | 福井 均 |
| 東近江市中学校長会 | 会長 | 成宮 弘幸 | 会長 | 西田 栄宏 |
| 東近江市小学校長会 | 会長 | 清水 一範 | 会長 | 谷村 昌則 |
| 東近江市企画部企画課 | 参事 | 内田 知弥 | 課長補佐 | 松村 康男 |
| 東近江市農林水産部農業水産課 | 課長補佐 | 角 忠範 | 課長補佐 | 山本 悟 |
| 東近江市商工観光部商工労政課 | 課長補佐 | 藤本 慎司 | 課長補佐 | 中井 基弘 |

【報告事項(2)】

広報・啓発活動状況報告

1 実施済み広報・啓発活動

令和4年度に実施した広報及び啓発活動

| 実施日 | イベント名 | 内容 |
|-------|-------------------------------------|----------------------------------|
| 7月17日 | 第17回東近江市ドラゴンカー大会 | 啓発ブースの設置 |
| 8月 | 報知新聞 | 広告掲載 |
| 10月1日 | 広報ひがしおうみ | 国スポ特集4ページ掲載【写真①】 |
| 1月1日 | 第60回東近江元旦健康マラソン | 啓発ブースの設置 ノベルティグッズの配付 |
| 2月19日 | 第10回東近江市ネットでポンпой大会 | 啓発ブースの設置【写真②】 ノベルティグッズの配付 |
| 2月23日 | スポーツ少年団合同説明会 | 啓発ブースの設置 |
| 3月5日 | 女子硬式野球大会 | ノベルティグッズの配付 |
| 3月9日 | (東近江市役所新館) | 啓発ブースの設置【写真③】 ノベルティグッズの配付 |
| 3月19日 | 第5回東近江市長杯ソフトボール交流大会、第25回日本フットボールリーグ | 啓発ブース・横断幕の設置【写真④】 ノベルティグッズの配付 |



写真① 広報ひがしおうみ特集ページ



写真② ネットでポンпой大会啓発ブース



写真③ 東近江市役所新館啓発ブース



写真④ ソフトボール交流大会、フットボールリーグ

2 実施予定の広報・啓発活動

今後、実施予定及び実施検討中の広報・啓発活動

| No. | 実施日 | 内容 |
|-----|---------------|-------------------------------------|
| 1 | 令和5年5月20日～21日 | 啓発ブースの出展（びわ湖 SEA TO SUMMIT2023） |
| 2 | 令和5年7月16日 | 啓発ブースの出展（第18回東近江市ドラゴンカー大会） ※内容未定 |
| 3 | 未定 | その他イベントへの出展 |
| 4 | | 国スポ開催カウントダウンボードの作製 |
| 5 | | 公用車ラッピング |
| 6 | | SNS開設 |
| 7 | | 大型看板の設置 |
| 8 | | 啓発物品の作製、のぼり旗の追加設置 |
| 9 | | 広報誌による毎号掲載 |
| 10 | | ケーブルテレビ、新聞、チラシ等による広報 |
| 11 | | ホームページでの情報発信 |
| 12 | | 花いっぱい運動による機運醸成 |
| 13 | | PRアンバサダーによる継続した広報活動 |
| 14 | | 地元企業及び滋賀県との連携による広報活動の強化 |

3 作製済の啓発物品

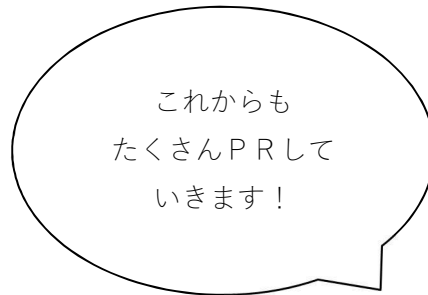
カイロ(令和4年11月)



ウェットティッシュ(令和5年3月)



バックボード(令和5年4月)



【協議事項(1)】

わたSHIGA輝く国スポ東近江市保険加入要項（案）

1 趣旨

この要項は、わたSHIGA輝く国スポ（以下「国スポ」という。）において、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定めるものとする。

2 契約

実行委員会は、保険の内容に応じて、損害保険会社等（以下「保険会社」という。）と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次に上げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

国スポ期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、案内所等及び会場内外に配置する看板や仮設物等、実行委員会が所有又は管理運営するもの並びに運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

| 区分 | 保険金額【支払限度額】 | | |
|----|-------------|-----|-------|
| | 1人 | 1事故 | 保険期間中 |
| 対人 | 1億円 | 1億円 | 3億円 |
| 対物 | - | 1億円 | 3億円 |

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等での医師又は看護師等の医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

| 区分 | 保険金額【支払限度額】 | | |
|----|-------------|-----|-------|
| | 1人 | 1事故 | 保険期間中 |
| 対人 | 1億円 | 1億円 | 3億円 |

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

| 区分 | 保険金額【支払限度額】 | | |
|----|-------------|-----|-------|
| | 1人 | 1事故 | 保険期間中 |
| 対人 | 3,000万円 | 3億円 | 3億円 |

エ 受託物賠償事故

実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は盗取若しくは詐取されたことなどにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

| 区分 | 保険金額【支払限度額】 | |
|----|-------------|-------|
| | 1事故 | 保険期間中 |
| 対物 | 時価 | 時価総額 |

(2) 傷害事故

被保険者が、国スポの開催準備業務若しくは運營業務に従事しているとき、又は当該業務に従事するための自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた事故をいう。

また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた事故の補償に係る保険をいう。

| 被保険者 | 補償内容 | | |
|---|-----------|--------|--------|
| | 死亡・後遺障害 | 入院（日額） | 通院（日額） |
| 大会役員 競技会役員 競技役員 競技補助員 一般観覧者 | 2,500万円 | 5,000円 | 3,000円 |
| 医師 | 1億5,000万円 | 3万円 | 1万円 |
| 看護師 | 3,000万円 | 1万円 | 5,000円 |
| 競技会補助員 | 1,040万円 | 6,500円 | 4,000円 |

4 適用除外

前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 被保険者自身の疾病、心神喪失による事故
- エ 被保険者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険特約上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 国スポ期間中に事故が発生したときは、速やかに実行委員会へ事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続を行う。

6 その他

- (1) この要項に定めない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) 競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は令和5年7月 日から施行する。

事故報告書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

東近江市実行委員会 会長 小 椋 正 清 様

競 技 _____

所 属 _____

報告者 _____

| | |
|----------------------|-------------------|
| 事故発生日時 | 令和 年 月 日 () 時 分頃 |
| 事故発生場所 | |
| 事故発生状況 (できるだけ詳しく) | |

【物損事故の場合】

| | | |
|-------------|--------|--------------------|
| 被 害 物 | 被害物名 | |
| | 被害状況 | |
| | 被害物の写真 | 有・無 【撮影者氏名】 |
| 所 有 者 | 氏名 | |
| | 住所 | |
| | 電話番号 | |

【傷害事故の場合】

| | | | | | |
|------------------|----------------------------------|---|--|----|--|
| 処置記録兼診療依頼書発行番号 | | | | | |
| 負 傷 者 | 参加区分 <small>(該当を○で囲む)</small> | 選手・監督・役員・競技補助員・競技会補助員 (ボランティア) 医師・看護師・一般観覧者※対象外除く その他 () | | | |
| | 住所 | | | | |
| | 氏名 | 生年 月日 | | 性別 | |
| | 電話番号 | 親権者氏名 | | | |
| 医 療 機 関 | 名称 | | | | |
| | 電話番号 | | | | |
| | 担当医師 | | | | |
| 障 害 内 容 | 傷病名 | | | | |
| | 症状・程度など | | | | |

【協議事項(2)】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市 歓迎・おもてなし実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、歓迎装飾による開催機運の醸成と歓迎ムードの高揚を図り、心のこもったおもてなしを行うとともに、観光情報等の発信を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

(1) 歓迎装飾

ア 装飾場所

競技会場、主要駅及びその他必要と認められる場所に設置する。

イ 装飾内容

景観等に配慮し、周辺環境との調和を図り、効果的に歓迎の意を表す装飾を心掛けて看板、横断幕、のぼり旗及びプランター等を設置する。

ウ 装飾期間

施設管理者等と協議の上、期間を定める。

エ 装飾の撤去

装飾の撤去は、大会終了後、速やかに行うものとする。ただし、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会が必要と認めるものを除く。

(2) 接遇

ア 関係機関、関係団体等の協力を得て、競技会係員、ボランティア等に必要研修を行い、おもてなし意識の向上に努める。

(3) 情報発信・提供

ア ホームページ、SNS等により情報を発信する。

イ 本市の多彩な地域資源の魅力を知ってもらうため観光ガイドブック・マップを作成する。

ウ 案内所、休憩所、その他必要と認められる場所を活用して観光ガイドブック・マップ等を配布し、大会参加者等に大会期間中の情報発信及び終了後の本市への再訪につなげる。

3 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における歓迎及びおもてなしについても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 「わたSHIGA輝く障スポ」及びその競技別リハーサル大会における業務内容については、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和5年7月 日から施行する。

【協議事項(3)】

わたSHIGA輝く国スポ東近江市売店設置要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）のおもてなしに努めるとともに、東近江市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店は、競技会場に設置する。

3 設置期間

売店の設置期間は、競技会場における競技の開始日から終了日までとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び位置は、実行委員会が決定し、出店規模は1店舗当たり1ブース約20㎡とする。ただし、実行委員会は出店状況等勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては、実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。

なお、実行委員会の売店出店許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にとっては、実行委員会に申出をするとともに、ブース内に必ず消火器（使用期限内のものに限る。）を設置しなければならない。

- (1) テント1張以内（テント以外での出店の場合は、テントの準備はありません。）
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内
- (4) その他実行委員会が運営設備として必要があると認めたもの

7 経費負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が別に定める出店料を負担する。
- (3) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者については、出店料

を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、「売店出店料免除申請書（様式第7号）」を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し「出店料免除決定通知書（様式第8号）」を発行する。

ア 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」に規定する障害者就労施設等

イ 国又は地方公共団体

ウ 上記に掲げるもののほか、実行委員会において特に必要と認める者

(4) 出店を許可された者は、実行委員会が指定する期日までに、実行委員会が指定する口座に出店料を納付すること。

なお、振込に係る手数料は、出店者の負担とする。

(5) 既に納付された出店料は返還しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

8 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 国スポ記念グッズ

公益財団法人日本スポーツ協会又はわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコールを除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、提供直前に加熱処理を行うものであること。

なお、下処理をする場合は、あらかじめ営業許可施設等で行うこと。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が必要と認めたもの

9 出店者要件

売店の出店者は、(1)及び(2)に該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上、東近江市内に店舗を有して営業している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 第74回国民体育大会（第78回国民スポーツ大会含む。）以降の国体又は競技別リハースル大会に出店実績がある者

エ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件の全てに該当する者

ア 競技開催期間中、この要項で定める事項を厳守し、継続して出店するこ

と。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 納税義務が履行されていること。

カ 「東近江市暴力団排除条例」第2条第1号又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団、又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。

10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、以下の書類を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）

なお、保健所へ模擬店等の食品取扱届出が必要な出店者は、実行委員会に申出をすること。本申請書類の情報を基に、実行委員会が模擬店等の食品取扱届出書を作成し、保健所へ提出する。

11 出店者の選定

実行委員会は、前項の規定に基づき出店者の審査を行うとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産等のPR、販売品目のバランス等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定することができる。

- (1) 売店における販売品目を取り扱う地元の商工関係及び組合等の団体並びに社会福祉法人などの社会福祉団体等
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が適当と認めた者

12 売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、「売店許可決定通知書（様式第5号）」を交付する。また、出店料の納付を確認した後、「売店出店許可証（様式第6号）」を交付する。

13 保健所及び消防署への手続

(1) 保健所

ア「模擬店等の食品取扱届出書」の保健所への提出については、届出が必要なものについて、実行委員会が取りまとめるものとする。

イ 実行委員会は、出店申請書類の情報を基に、「模擬店等の食品取扱届出書」を作成し、提出するものとする。

なお、出店者は、申請書類の内容と変更する場合は、速やかに実行委員会へ報告すること。

(2) 消防署

東近江行政組合火災予防条例（昭和 47 年中部地域消防組合条例第 1 号）第 45 条第 1 項第 6 号の規定に基づく「露店等の開設届出書」の提出については、出店者として選定したもののうち、火気器具等を使用する旨の申告があったものについて、実行委員会が取りまとめて行うものとする。

14 売店責任者

(1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中は常駐させるものとする。

(2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、速やかに実行委員会に報告しなければならない。

(3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、売店の運営に当たらなければならない。

(4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

15 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を委託すること。

(2) 商品を不当な価格で販売すること。

(3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。

(4) 指定された場所以外で飲食物の調理及び加工等をすること。

(5) 許可された品目以外のものを販売すること。

(6) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものはこの限りではない。

(7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。

(8) 実行委員会の許可を受けていない対象火器具等又は燃料等危険物を使用すること。

(9) その他国スポ運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

16 厳守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 実行委員会から交付される「売店出店許可証（様式第 6 号）」を店頭の見やすい位置に掲示すること。

(2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。

(3) 販売品には、関係法令等を表示するところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。

(4) 売店の装飾は販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは

掲示しないこと。

(5) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。

(6) 販売品等の搬入及び搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する通行許可証等を見やすい位置に掲示すること。

なお、原則として搬出入車両は、1売店につき1台とする。

(7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、国スポ運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。

(8) 従事者は清潔感のある服装を心掛け、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。

(9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧な対応を心掛けること。

(10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法上の規定を厳守するとともに、保健所の指示に従うこと。

(11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出したときは、その指示に従うこと。

(12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合は、速やかに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。

(13) その他関係法令等を遵守し、施設管理者及び実行委員会の指示に従うこと。

17 管理運営

売店における販売品及び売店設備の管理は、出店者の責任において行うものとし、火気、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

18 事故等の発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生した時には、売店責任者は、初期対応に当たるとともに直ちに実施本部に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見した時は、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

19 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。

なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の還付を請求することはできない。

(1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。

(2) 「売店出店許可証（様式第6号）」の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。

(3) 「売店出店許可証（様式第6号）」の交付を受けた者が、その交付日から大会終了日までの間に食中毒を発生させたとき。

(4) 保健所からの指示があったとき。

(5) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

20 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

21 補填及び補償

(1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することができない。

(2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等の補償を実行委員会に請求することができない。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、実行委員会の検査を受けなくてはならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 個人情報取扱い

売店従事者等の個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

24 その他

(1) 実行委員会は、売店の設置場所、設置期間、開設時間等を必要に応じて変更できるものとする。

(2) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。

(3) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営に関し、必要に応じてこの要項を準用する。

(4) 「わたSHIGA輝く障スポ」及びその競技別リハーサル大会における売店の設置運営については、滋賀県が設置するわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は令和5年7月 日から施行する。

売店出店申請書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会

会長 ○ ○ ○ ○ 様

申請者住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名

_____及び氏名 _____ 印

電話番号 _____

わたSHIGA輝く国スポにおいて、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が運営する競技会場に売店を出店したいので、わたSHIGA輝く国スポ東近江市売店設置要項第10項の規定に基づき申請します。

1 出店希望会場 _____（競技名： _____）

2 出店希望形態 テント（ _____ 張） ・ その他（ _____ ）

3 添付書類

(1) 売店責任者及び従事者の本人確認書類

（運転免許証、パスポートの写しなど、顔写真のある公的機関が発行したもの）

(2) 営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写し（保健所の許可等が必要な商品の場合）

※営業許可申請書の写しの場合は、許可が下り次第速やかに実行委員会へ提出すること。

(3) 市税の未納がないことがわかる書類（完納証明書、納税証明書（写し可、発行から3か月以内のもの））

4 その他

当該売店出店申請書は、出店を希望する会場ごとに提出してください。申請書を複数同時に提出する場合に限り添付書類を(2)及び(3)は各1通のみで構わない。

売店出店概要書

| | | | | |
|-------------------------------|---|------|----------------------|-----------|
| (ふりがな) 商号又は名称 | | | | |
| (ふりがな) 代表者役職名及び氏名 | | | | |
| 代表者生年月日 | T ・ S ・ H | | 年 月 日 | |
| 所在地 | 〒 | | | |
| 連絡先 | 《電話》 | | 《FAX》 | |
| 出店担当者 | 《氏名》 | | 《電話》 | |
| 業種 | | | | |
| 主要取扱品目 (該当品目をすべて○で囲んでください) | スポーツ用品・国スポ記念グッズ・郷土物産品・飲食物(製造加工品) 飲食物(現地調理品)・宅配便・その他() | | | |
| 火気又は燃料等 危険物の使用 | 有 種類() ・ 無 | | | |
| 国体等出店実績 | 有 () ・ 無 | | | |
| 営業開始年月日 | 年 月 日 | | 従業員数 | 人 |
| 営業に関して取得した 許可等の種類 | 種類 | 番号 | 取得年月日 | |
| | | | 年 月 日 | |
| 過去1年間法令違反等 処分歴の有無 | 有 ・ 無 | | 過去3年間食中毒発生 事故歴の有無 | 有 ・ 無 |
| 販売品目価格等一覧 | | | | |
| No | 商品名 | 予定数量 | 販売価格 | 備考(承認番号等) |
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |

※足りない場合は、別紙に追加してください。

売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書

(商号又は名称：)

1 従事者名簿

| 従事日 | 売店責任者 | 従事者 | 従事者 | 従事者 |
|-----|-------|------|------|------|
| 月 日 | ふりがな | ふりがな | ふりがな | ふりがな |
| 月 日 | ふりがな | ふりがな | ふりがな | ふりがな |
| 月 日 | ふりがな | ふりがな | ふりがな | ふりがな |
| 月 日 | ふりがな | ふりがな | ふりがな | ふりがな |
| 月 日 | ふりがな | ふりがな | ふりがな | ふりがな |

※ ふりがなを記入してください。

2 車両予定表

| 車両の種類 | 車両ナンバー | 駐車場使用 | 搬出入車 | 備考 |
|-------|--------|-------|------|----|
| | | 有 ・ 無 | | |
| | | 有 ・ 無 | | |
| | | 有 ・ 無 | | |

※ 車両の種類は、「2tトラック」「軽トラック」等を記入してください。

※ 搬入、搬出に使用する場合は、「搬出入車」欄に○を付けてください。

※ ケータリングカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を記入してください。

3 設営持込備品一覧表（東近江市実行委員会が設営する備品以外のもの）

| 備品名 | 規格等 | 持込目的 |
|-----|-----|------|
| | | |
| | | |
| | | |

※ 火気又は燃料等危険物の使用を伴う備品を使用する場合は記入してください。
(発電機、ホットプレート、プロパンガス等)

※ 消防署への届出に関わるため、使用する予定があるものは必ず記入してください。
記入がない場合は、火気又は燃料等危険物の使用はできません。

誓約書兼承諾書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会
会長 ○ ○ ○ ○ 様

申請者住所 _____
商号又は名称 _____
代表者役職名 _____
及び氏名 _____ 印

わたSHIGA輝く国スポにおいて、競技会場への売店出店申請に当たり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会が本承諾書を似て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請書及び許可後の申請にあたり、わたSHIGA輝く国スポ東近江市売店設置要項を遵守します。
- 2 「東近江市暴力団排除条例」第2条第1号又は同条第2号に規定する暴力団員及び暴力団並びにそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
- 3 販売品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等の重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

担当者所属: _____
担当者氏名: _____
電話番号: _____
F A X: _____
E m a i l: _____

売店許可決定通知書

国障東実委第 号
令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名 様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会
会長 ○ ○ ○ ○

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会が設営運営する競技式典の売店の出店について、下記の内容で決定となりました。つきましては、下記口座へ令和 年 月 日 () までに出店料を納入してください。

記

- 1 出店会場 (競技名：)
- 2 出店形態 テント (張) ・ その他 ()
- 3 出店料 _____ 円
- 4 指定振込口座

金融機関 銀行 支店

預金種別 普通

口座番号

口座名

※ 振込手数料については、出店者負担となります。

【問合せ】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会

電話番号：0748-24-5675

FAX : 0748-24-5571

売店出店許可証

国障東実委第 号
令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名 様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会
会長 ○ ○ ○ ○

令和 年 月 日付で申請があったわたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

| | |
|-------------|--|
| 許 可 番 号 | |
| 商 号 又 は 名 称 | |
| 代表者役職名及び氏名 | |
| 出 店 許 可 会 場 | (競技名：) |
| 出 店 許 可 期 間 | 令和 年 月 日 () ~ 月 日 () |
| 出 店 許 可 品 目 | |
| 駐 車 許 可 台 数 | 台 |
| 遵 守 事 項 | <p>1 本許可証を売店内に掲示すること。</p> <p>2 売店の設置運営に関しては、わたSHIGA輝く国スポ東近江市売店設置要項を遵守すること。</p> |

売店出店料免除申請書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会
会長 ○ ○ ○ ○ 様

申請者住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名

_____及び氏名 _____ 印

電話番号 _____

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会が設置運営する競技会場内の売店の出店料について、わたSHIGA輝く国スポ東近江市売店設置要項第7項第3号の規定に基づき免除申請します。

記

- 1 出店会場 (競技名： _____)
- 2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入してください)

| | |
|--|--|
| | 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等 |
| | 国又は地方公共団体 |
| | その他実行委員会において特に必要と認める者 |

(連絡担当者)

担当者所属： _____

担当者氏名： _____

電話番号： _____

F A X： _____

E m a i l： _____

出店料免除決定通知書

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名 様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会
会長 ○ ○ ○ ○

令和 年 月 日付で申請があったわたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会が運営する競技会場内の出店料について、下記のとおり出店料を免除します。

記

- 1 免除対象出店会場 (競技名 :)
- 2 免除理由

【協議事項(4)】

わたSHIGA輝く国スポ東近江市案内所・休憩所設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場、交流の場を提供するための休憩所等の設置並びに運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

(1) 案内所

ア 案内所の種類

総合案内所及び会場内案内所とする。

イ 設置場所

(ア) 総合案内所

関係機関、団体等と協議の上、主要駅等に設置する。

(イ) 会場内案内所

関係機関、団体等と協議の上、競技会場等に設置する。

ウ 設置期間

(ア) 総合案内所

関係機関、団体等と協議の上、定める。

(イ) 会場内案内所

各競技会の開催期間中とする。

エ 開設時間

次のとおりとする。

(ア) 総合案内所

午前9時から午後5時までとする。

(イ) 会場内案内所

開催行事又は競技開始1時間前から閉会行事又は競技の終了後30分までとする。

オ 業務内容

(ア) 総合案内所

a 競技の案内に関すること。

b 宿泊、交通、観光及び物産の案内に関すること。

- c 案内資料等の配布に関する事。
- d その他各種案内に関する事。
- (1) 会場内案内所
 - a 大会参加者等への受付案内、資料等の配布に関する事。
 - b 競技の案内に関する事。
 - c 宿泊、交通、観光及び物産の案内に関する事。
 - d 迷子、遺失物及び拾得物の取扱いに関する事。
 - e その他各種案内に関する事。
- (2) 休憩所
 - ア 設置場所
各競技会場に設置する。
 - イ 設置期間
各競技会の開催期間中とする。
 - ウ 開設時間
開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。
 - エ 業務内容
 - (ア) 休憩所
大会参加者等が休憩する場であるとともに、相互に交流を図る場を提供する。
 - (イ) ふるまいコーナー
大会参加者等に対し、地元の食材等を活用した料理又は特産品、飲料水等を提供する。

3 その他

- (1) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会は、案内所・休憩所の設置場所、設置期間、開設時間等を必要に応じて変更できるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における案内所・休憩所についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (4) 「わたSHIGA輝く障スポ」及びその競技別リハーサル大会における業務内容については、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年7月 日から施行する。